

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料  
 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項・第13条第2項)

適合性判定 (性能向上計画認定に含まれるその他建築物の適合性判定を除く)					軽微変更該当証明 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第11条に規定する書面の交付手数料)					性能向上計画認定に含まれる その他建築物の適合性判定			
床面積 の合計	建築物の用途				床面積 の合計	建築物の用途				適合性判定		適合性判定の変更	
	工場等のみのも		その他のもの			工場等のみのも		その他のもの		床面積 の合計	金額	床面積の合計	金額
	判定に係る評価方法		判定に係る評価方法			判定に係る評価方法		判定に係る評価方法					
	モデル建物法 によるもの	その他のもの	モデル建物法 によるもの	その他のもの		モデル建物法 によるもの	その他のもの	モデル建物法 によるもの	その他のもの				
300㎡未満	21,600円	26,200円	99,200円	259,000円	1,000㎡未満	15,800円	18,300円	63,700円	162,900円	1,000㎡未満	19,000円	300㎡未満	6,100円
300㎡以上 1,000㎡未満	30,400円	35,400円	126,300円	324,500円								300㎡以上 1,000㎡未満	10,100円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	43,000円	49,100円	166,200円	418,900円	1,000㎡以上 2,000㎡未満	22,100円	25,100円	83,700円	210,000円	1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	1,000㎡以上 2,000㎡未満	16,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	108,400円	116,000円	269,000円	597,700円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	54,800円	58,700円	135,100円	299,500円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,400円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	163,200円	171,600円	351,100円	736,200円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	82,200円	86,400円	176,200円	368,700円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	73,100円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	202,800円	211,900円	421,900円	870,100円	10,000㎡以上 25,000㎡未満	102,000円	106,600円	211,600円	435,700円	10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	10,000㎡以上 25,000㎡未満	92,100円
25,000㎡以上 50,000㎡未満	251,500円	262,100円	495,000円	992,600円	25,000㎡以上 50,000㎡未満	126,400円	131,700円	248,100円	496,900円	25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	25,000㎡以上 50,000㎡未満	114,900円
50,000㎡以上	349,700円	362,600円	641,100円	1,237,700円	50,000㎡以上	175,400円	181,900円	321,100円	619,500円	50,000㎡以上	319,900円	50,000㎡以上	160,600円

<p>備考</p> <p>1 建築物省エネ法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更判定(建築物の評価方法が直近の建築物省エネ法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)においても当表を適用する。</p> <p>2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</p> <p>3 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この備考において「増築等」という。)の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。別表第6の7において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>4 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</p> <p>5 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。</p> <p>6 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。</p> <p>7 手数料詳細及び備考1以外の変更認定等のその他の手数料については東大阪市手数料条例第2条をご参照下さい。</p>	<p>備考</p> <p>1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について同省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が同省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について同省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)について当表を適用する。</p> <p>2「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。</p> <p>4 各手数料詳細及びその他の手数料については東大阪市手数料条例第2条をご参照下さい。</p>
--	--